

令和7年7月16日

利用者 各位

上田市真田温泉健康ランド
ふれあいさなだ館

未就学児童を対象としたスイミングスクールにおける
利用料金（入館料）の過誤徴収について

ふれあいさなだ館では、自主事業としてスイミングスクールを実施していますが、このたび未就学児童を対象としたスクールにおいて、本来無料であるべきプールの利用料金（入館料）を徴収していたことが判明しました。

関係者の方々に深くお詫び申し上げ、該当される皆様に返金するとともに、信頼回復と再発防止に努めてまいります。

ご不明な点やお気付きの点がございましたら、ふれあいさなだ館フロントまでお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

概要

ふれあいさなだ館の自主事業であるスイミングスクールを受講している未就学児童に対し、本来無料であるべき利用料金（入館料）を徴収していたことが判明しました。

- ① 対象受講者 延べ474人 ② 過誤徴収総額 4,696,150円

原因

条例との整合性に対する認識不足により、独自の判断で利用料金（入館料）を徴収しておりました。

今後の対応

対象者が特定できる平成21年度まで遡り、受講者の保護者様宛に郵送等で連絡し、通年利用でかつ1回券の金額に換算し、ふれあいさなだ館において返金いたします。

該当される皆様には当館から書類を郵送しますが、平成21年度から令和7年度の間、未就学児童を対象としたスイミングスクールを受講していたにもかかわらず、当館からの通知がない場合は、受講年度と、受講者の氏名をふれあいさなだ館へ伝えていただくようお願い申し上げます。

また、自主事業については、条例等を遵守するとともに、開催要項等で事業内容等を明確にしたうえで実施し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
真田温泉健康ランドふれあいさなだ館
TEL 0268-72-2500